

令和6年度高知県環境改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県環境改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とし、別に定める実施要領に基づき、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 認可外保育施設におけるICT化推進等事業
- (2) 保育環境向上等事業
- (3) 熱中症対策事業
- (4) 障害児受入促進事業

(補助基準額等)

第3条 補助基準額及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助額)

第4条 補助金の額は、別表第1の第3欄に定める補助基準額と同表第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、同表第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、別記第1号様式による補助金交付申請書を高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付変更申請書を提出して教育長の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（補助事業の内容の変更を伴わず、かつ、補助金の交付の決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合をいう。）をしようとする場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、教育長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、こども家庭庁長官が定める耐用年数を経過するまで、教育長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。
- (6) 前号の規定により、教育長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又はこども家庭庁長官が定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施において物品類を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (11) 市町村以外の者が事業を行う場合は、県税の滞納が無いことを証する書面を提出すること。
- (12) 事業者が間接補助事業者に対して、補助金を財源として助成する場合は、次に掲げる条件を付さなければならないこと。
 - ア 補助事業を中止し、又は廃止する（一部を中止し、又は廃止する場合を含む。）場合は、事業者の長の承認を受けなければならないこと。
 - イ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに事業者の長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

- ウ 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、こども家庭庁長官が定める耐用年数を経過するまで、事業者の長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
 - エ 事業者の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがあること。
 - オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
 - カ 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに事業者の長に報告を行わなければならないこと。この場合において、事業者の長に報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を事業者に納付させることがあること。
 - キ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又はこども家庭庁長官が定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
 - ク 補助事業を行うために締結する契約については、県及び事業者が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - ケ 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (13) 前号の規定により付した条件に基づき、承認し、又は指示する場合は、あらかじめ教育長の承認又は指示を受けなければならないこと。
 - (14) 第12号の規定により付した条件に間接補助事業者が違反した場合は、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めて指示した事項を遵守しなければならないこと。

（補助金の交付決定）

第7条 教育長は、第5条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容及び補助金の適否等について審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該事業者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(遂行状況の報告及び調査)

第8条 教育長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第9条 事業者は、補助事業が完了したときは、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年の3月31日までのいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。

2 事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 教育長は、前条により事業実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに当該補助事業を検査又は確認し、交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 補助事業の契約の相手方又は間接補助事業者若しくは間接補助事業者の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

2 事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第9条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書を速やかに教育長に提出しなければならない。ただし、確定した消費税等仕入控除税額が、実績報告書において減額した消費税等仕入控除税額を超えない場合は、提出を要しない。

3 教育長は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(個人情報の保護)

第12条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(情報の開示)

第 13 条 補助事業又は事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 10 月 24 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 5 号から第 8 号まで、第 12 号ウからキまで、第 14 号及び第 15 号並びに第 9 条第 2 項及び第 11 条から第 13 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有するものとする。

別表第1（第3条、第4条関係）

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
認可外保育施設におけるICT化推進等事業	認可外保育施設設置者（高知市に所在するものを除く。）	1施設当たり 200,000円	認可外保育施設におけるICT化推進等事業を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	4分の3
保育環境向上等事業	市町村（高知市を除く。）	1施設当たり 1,029,000円	保育環境向上等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）備品購入費、負担金、補助金及び交付金	3分の2
熱中症対策事業	市町村（高知市を除く。）	1施設当たり 1,029,000円	熱中症対策事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）備品購入費、負担金、補助金及び交付金	3分の2

障害児受入 促進事業	市町村（高 知 市 を 除 く。）	1 施設当たり 1, 029, 000 円	障害児受入促進事業 を実施するために必 要な工事請負費、原 材料費、需用費（燃料 費、印刷製本費、光熱 水費及び修繕料）、役 務費（通信運搬費、手 数料）、委託料、使用 料及び賃借料（敷金 を除く。）備品購入 費、負担金、補助金及 び交付金	3 分の 2
---------------	-------------------------	------------------------------	---	--------

別表第2（第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。